

実施基準設定に関する考え方(案)

実施基準については、報酬に影響することから、具体的な内容は24年度予算編成過程で検討するが、検討に当たっての基本的な考え方は次のとおり。

- 各施設の円滑な移行と、これまでのサービス水準を維持できるよう設定
- 施設の一元化の趣旨を踏まえ、各施設毎に異なっていた実施基準(人員・設備基準)について、一本化を図ることを基本

- ・福祉型児童発達支援センターは、現行の知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設からの移行を考慮し、共通する基準を一本化。併せて、これを基礎とし、各施設でのこれまでの支援の水準を維持できるよう基準を設定(又は報酬上の評価)する方向で検討。
- ・医療型児童発達支援センターは、福祉型の基準に加え、現行の肢体不自由児通園施設からの移行等を考慮し、医療法上の基準を適用する方向で検討。
- ・児童発達支援事業は、児童デイサービスからの移行を考慮し、児童デイサービスの基準を基礎とし、各施設でのこれまでの支援の水準を維持できるよう基準を設定(又は報酬上の評価)する方向で検討。
- ・現在、児童デイサービスに配置されているサービス管理責任者に相当する者については、配置(兼務可)する方向で検討。
※「サービス管理責任者」の名称等について検討。

- 障害によって専門的な支援を必要とする場合に、継続して提供できるよう設定

- ・知的障害、難聴、肢体不自由、重症心身障害、発達障害等の特性を踏まえた支援が引き続き実施できるようにする。
- ・重症心身障害児(者)通園事業の円滑な移行に配慮した基準を設定(又は報酬上の評価)する。

重症心身障害児(者)通園事業の移行(案)

重心通園事業は平成24年4月から法定化され、「児童発達支援」に含まれるが、18歳以上の利用者については、他の障害者と同様に障害者施策(障害者サービス)により対応することとなる。

移行に当たっては、次の既存制度の活用により対応するとともに、重症心身障害児者には児者一貫した支援が必要とされていることも踏まえ、次のような特例的な取扱いも検討。

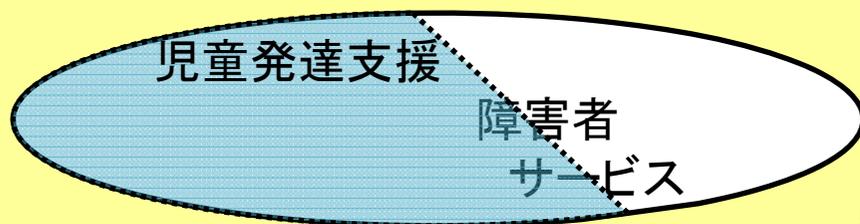
既存制度

児童発達支援と障害者サービスとの併設(多機能型も可)

※この場合の児童発達支援の定員は、5人以上とする方向で検討

特例的な取扱い

「児童発達支援」と「障害者サービス」を一体的に実施



事業の小規模な実施形態(5人を標準、又は15人を原則)を踏まえ、児者を区分すると事業が実施できなくなる可能性。このため、児童発達支援と障害者サービスの両方の指定を同時に取れるようにする。

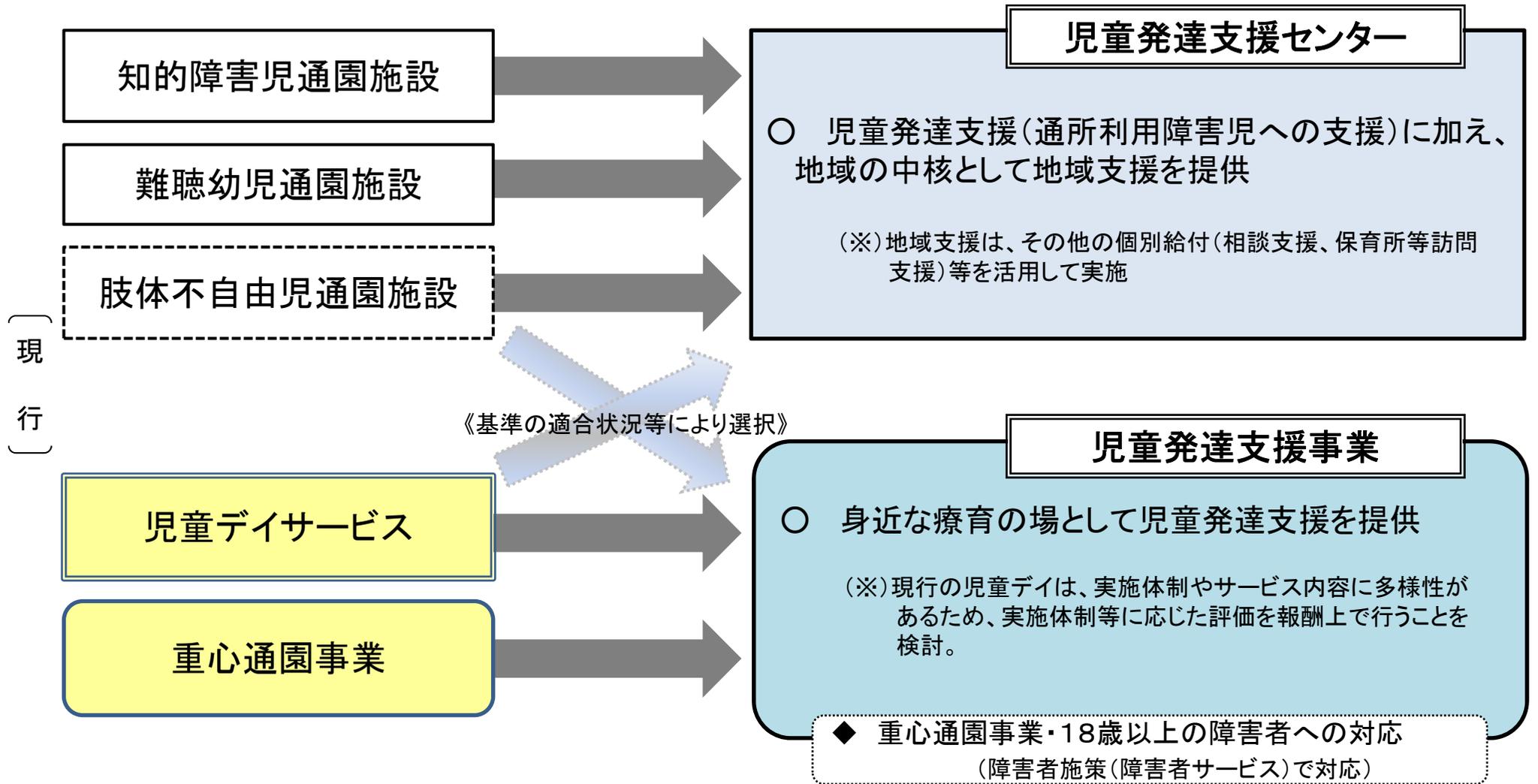
附則第3条に基づく対応;

定員は、児・者で区分しない、職員・設備について兼務・共用を可とする方向で検討

児者一貫した支援の確保

(注)重心通園事業の移行に関しては、附則に「指定を受けたものとみなす」旨の規定がないため、施行までに新規に指定を受ける必要がある。

各施設等における児童発達支援への移行イメージ(案)

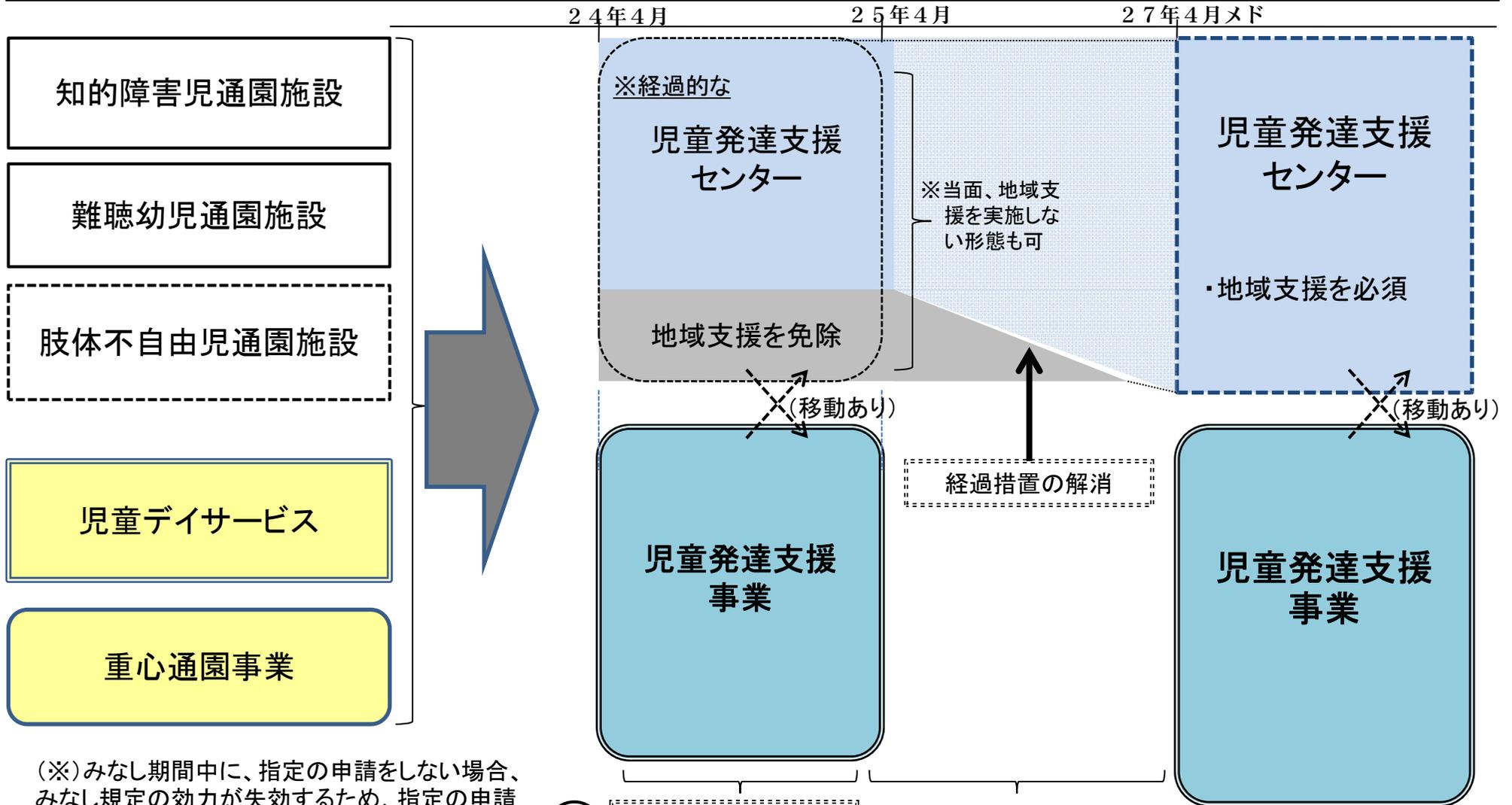


(※)現行の児童デイにある基準該当(特定基準該当)、多機能型、経過的児童デイサービスについては、そのまま児童発達支援の「基準該当等」として継続。また、児童デイは「放課後等デイサービス」へ移行するものがある。

(※)現行の肢体不自由児通園施設は、原則として「医療型児童発達支援センター」に移行するが、児童発達支援センターも選択可能。

移行に関する経過措置(案)

○ 児童発達支援は、法律の附則に1年以内とするみなし規定がある。また、児童発達支援センターで求められる、地域支援を提供するための実施体制の整備などに一定の期間を要すると考えられることから、さらに基準省令上の経過措置を講ずる。(合わせて3年以内)



(※)みなし期間中に、指定の申請をしない場合、みなし規定の効力が失効するため、指定の申請が必要。その際、センターか事業か選択が可能。
 (※)重心通園事業はみなし規定がないことに留意。

法) みなし期間 1年以内 + 基準省令上の措置 ※合計3年以内

(参考) 附則に定める経過措置(みなし規定に関すること)

◇ 事業者指定に関する経過措置 (法)

○児童デイサービス → 「児童発達支援及び放課後等デイサービス」

- ・ 障害者自立支援法に基づき児童デイサービスに係る指定を受けている者は、施行日に、児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る指定を受けたものとみなされる。(附則第22条第1項)

○知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設 → 「児童発達支援」

- ・ 知的障害児通園施設又は盲ろうあ児施設(通所のみにより利用されるものに限る。)に係る指定を受けている者は、施行日に、児童発達支援に係る指定を受けたものとみなされる。(附則第22条第2項)

○肢体不自由児通園施設 → 「医療型児童発達支援」

- ・ 肢体不自由児施設(通所のみにより利用されるものに限る。)に係る指定を受けている者は、施行日に、医療型児童発達支援に係る指定を受けたものとみなされる。(附則第22条第3項)

(※)いずれも施行日から1年以内の省令で定める期間内に指定の申請をしないときは、当該期間の経過によって、みなし指定の効力は失効となることに留意。

◆ 事業等の開始に係る届出に係る経過措置 (法)

○児童デイサービス → 「児童発達支援及び放課後等デイサービス」

- ・ 障害者自立支援法に基づき児童デイサービスに係る事業の開始に係る届出をしている者は、施行日に、児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る事業の開始の届出をしたものとみなされる。

(附則第33条第1項)

○知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児通園施設 → 「児童発達支援センター」

- ・ 現に児童福祉法に基づき必要な届出等を行って知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設(通所のみにより利用されるものに限る。)又は肢体不自由児施設(通所のみにより利用されるものに限る。)を設置している者は、施行日に、必要な届出等を行って児童発達支援センターを設置しているものとみなされる。(附則第34条第2項)

※利用者について; 現に支給決定を受けている者は、施行日に支給決定を受けたものとみなされ、そのまま利用できる。

なお、障害児通所支援の実施主体は、都道府県から市町村に変更となるので、支給決定に関する情報の移管が必要。

新 保育所等訪問支援のイメージ(案)

事業の概要

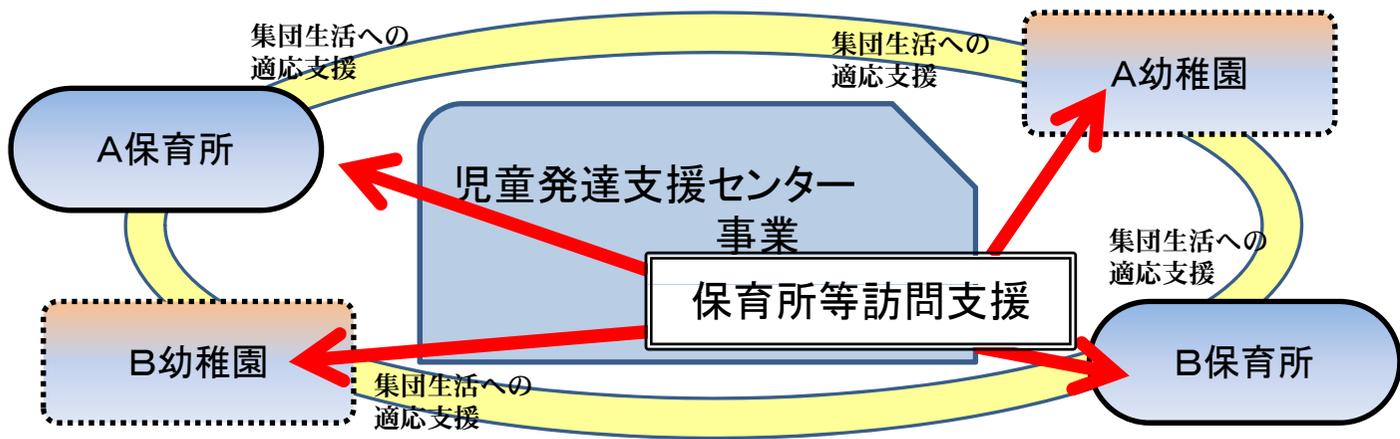
・ 保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、「保育所等訪問支援」を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進。

対象児童

⑧ 保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障害児
 ※「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断
 発達障害児、その他の気になる児童を対象

個別給付のため障害受容が必要

相談支援事業や、スタッフ支援を行う障害児等療育支援事業等の役割が重要



訪問先の範囲

⑧ 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの

提供するサービス

⑧ 障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与。

- ①障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
- ②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)

・ 支援は2週に1回程度を目安。障害児の状況、時期によって頻度は変化。
 ・ 訪問担当者は、障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士(障害の特性に応じ専門的な支援が必要な場合は、専門職)を想定。

新 放課後等デイサービスのイメージ(案)

○ 事業の概要

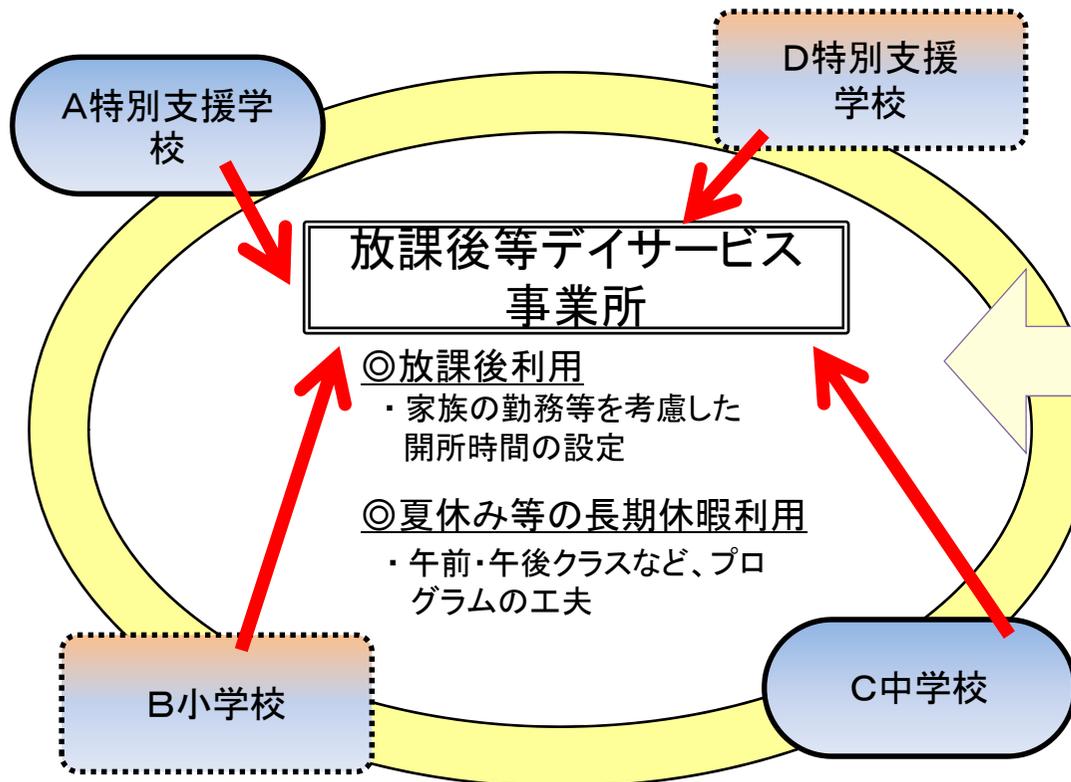
- ・ 学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進。

○ 対象児童

- ⑧ 学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児
※障害児の定義は児童発達支援と同じ

○ 定員

- 10人以上
※児童デイからの移行を考慮



○ 提供するサービス

- ⑧ 学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与
- ・ 多様なメニューを設け、本人の希望を踏まえたサービスを提供。
 - ① 自立した日常生活を営むために必要な訓練
 - ② 創作的活動、作業活動
 - ③ 地域交流の機会の提供
 - ④ 余暇の提供
- ・ 学校との連携・協働による支援
(本人が混乱しないよう学校と放課後等デイサービスのサービスの一貫性が必要)
- ・ 児童デイからの円滑な移行を考慮した実施基準を設定する方向で検討

障害児入所支援

障害児入所支援とは、福祉型障害児入所施設、
医療型障害児入所施設を指す。

障害児入所支援の概要

- 障害の重複化等を踏まえ、複数の障害に対応できるよう再編。
- 現行の障害児入所施設は、医療の提供の有無により、「福祉型」又は「医療型」のどちらかに移行。

<< 児童福祉法 >>

【都道府県】

知的障害児施設

第2種自閉症児施設

盲ろうあ児施設

肢体不自由児療護施設

第1種自閉症児施設(医)

肢体不自由児施設(医)

重症心身障害児施設(医)

【都道府県】

障害児入所支援

・福祉型

・医療型

(医)とあるのは医療を提供

障害児入所支援のイメージ(案)

～支援機能の充実と、地域に
開かれた施設を目指す～

○ 改正後のあり方

- ・ 障害児入所支援は、重度・重複障害や被虐待児への対応を図るほか、自立(地域生活移行)のための支援を充実。
 - ・ 重度・重複障害児や、被虐待児の増加など、各施設における実態を考慮した支援
 - ・ 18歳以上の障害者は障害者施策(障害者サービス)で対応することになることを踏まえ、自立(地域生活への移行)を目指した支援

○ 対象児童

- ① 身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童(発達障害児を含む)
- ② ※医療型は、入所等する障害児のうち知的障害児、肢体不自由児、重症心身障害児
※手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象
- ・ 3障害対応をすることが望ましいとするが、障害の特性に応じた支援の提供も可能

○ 提供するサービス

【福祉型障害児入所施設】

- ① 保護、日常生活の指導、知識技能の付与

【医療型障害児入所施設】

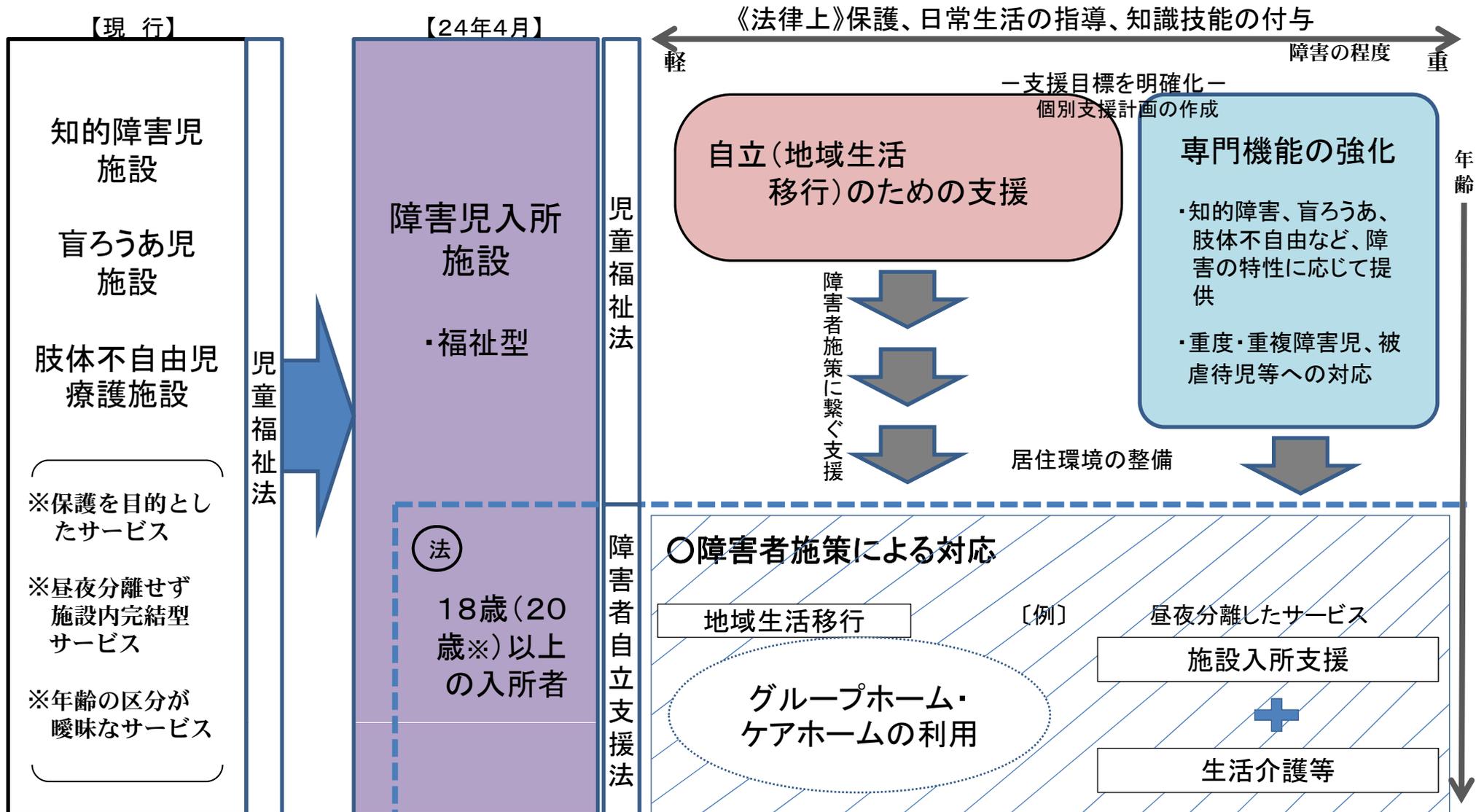
- ① 保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療

- ① 障害の特性に応じて提供

①とあるものは法律に規定のある事項。以下同じ。

○ 福祉型障害児入所施設のあり方について(案)

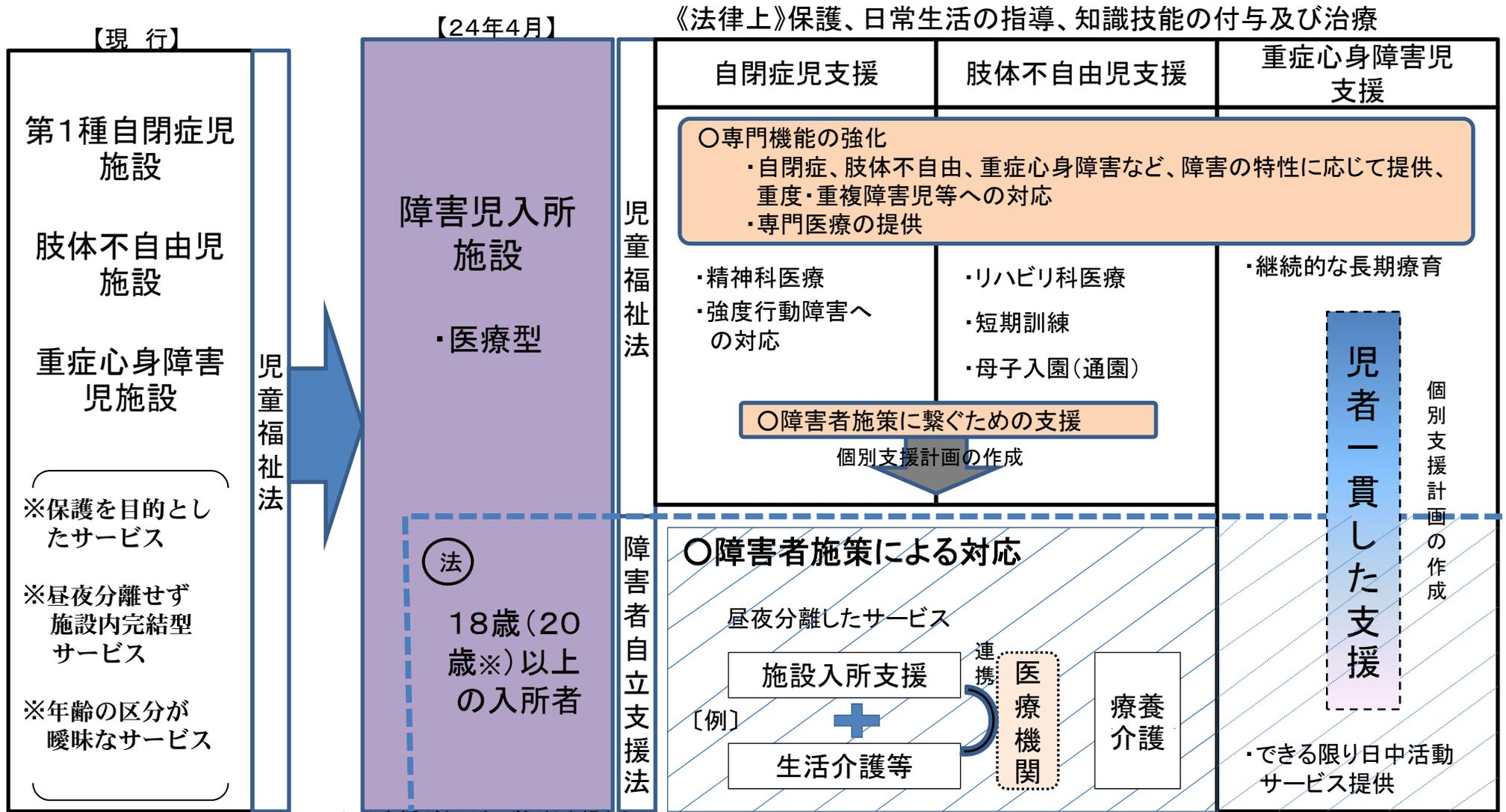
福祉型障害児入所施設は、重度・重複化への対応や障害者施策に繋ぐための自立支援の機能を強化するなど、支援目標を明確化し、個別支援計画を踏まえた支援の提供を目指す。



(※) 支援がなければ福祉を損なうおそれがあると認められるとき

○ 医療型障害児入所施設のあり方について(案)

医療型障害児入所施設においては、専門医療と福祉が併せて提供されている現行の形態を踏まえ、専門性を維持するか、又は複数の機能を併せ持つことも可。また、支援内容について、障害者施策に繋げる観点から見直し、個別支援計画を踏まえた支援の提供を目指す。



(※)支援がなければ福祉を損なうおそれがあると認められるとき

※専門性を維持、又は複数の機能を有することも可

実施基準設定に関する考え方(案)

実施基準については、報酬に影響することから、具体的な内容は24年度予算編成過程で検討するが、検討に当たっての基本的な考え方は次のとおり。

- 各施設の円滑な移行と、これまでのサービス水準を維持できるよう設定
- 施設の一元化の趣旨を踏まえ、各施設毎に異なっていた実施基準(人員・設備基準)について、一本化を図ることを基本

・福祉型障害児入所施設は、現行の知的障害児施設、第2種自閉症児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児療護施設からの移行等を考慮し、共通する基準を一本化。併せて、これを基礎とし、各施設でのこれまでの支援の水準を維持できるよう基準を設定(又は報酬上の評価)する方向で検討。

・医療型障害児入所施設は、現行の第1種自閉症児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設からの移行等を考慮し、医療法に定める病院としての基準のほか、共通する基準を一本化。併せて、これを基礎とし、各施設でのこれまでの支援の水準を維持できるよう基準を設定(又は報酬上の評価)する方向で検討。

・サービス管理責任者に相当する者については、配置(兼務可)する方向で検討。

※「サービス管理責任者」の名称等について検討。

- 重度・重複障害、被虐待児への対応や、障害によって専門的な支援を必要とする場合に、継続して提供できるよう設定

・知的障害、盲ろうあ、肢体不自由、重症心身障害、発達障害等の特性を踏まえた支援が引き続き実施できるようにする。

改正法の趣旨を踏まえた重症心身障害児施設の対応(案)

18歳以上の障害児施設入所者は、平成24年4月から他の障害者と同様に障害者施策(障害者サービス)により対応することとなる。

重症心身障害児施設の18歳以上の入所者についても同様であるが、

- ① 重症心身障害者への適切な支援を提供できる「障害者サービス」が限られている(※現行では療養介護)
- ② 重症心身障害児者に対しては、成長した後でも本人をよく知る職員が継続して関わるなど、児者一貫した支援が望ましい

ことから、重症心身障害児施設からの移行については、次のような特例的な取扱いについても検討。

特例的な取扱い

医療型障害児入所施設と療養介護を一体的に実施

医療型障害児入所施設と療養介護の両方の指定を同時に取れるようにする。

- 附則3条に基づく対応；
- ・ 定員は、児・者で区分しない、職員・設備について兼務・共用を可とする方向で検討
 - ・ 療養介護の見直しを検討(重症心身障害者を受け入れた場合の報酬上の評価等を検討)

医療型障害児入所施設
(児童福祉法)

療養介護
(障害者自立支援法)

児者一貫した支援の確保

(※)重症心身障害者に対して、年齢・状態に応じて適切な日中活動をできる限り提供するよう努力

(※)重症心身障害児者に対する在宅生活支援(短期入所など)にも積極的に対応

18歳以上の障害児施設入所者への対応(案)

改正法を踏まえ、18歳以上が入所する障害児施設は、法律の附則によるみなし期間(事業者指定の有効期限の残存期間と同一期間)中に、次の中から施設の方向性を選択することが必要。また、その準備等を考慮し、移行までの経過措置を基準省令上に定める方向で検討。

障害児入所施設

指定有効期限の残存期間(最短で半年間)の間に、都道府県と相談し方向性を検討。

【選択肢】

障害児施設として維持

【考え方・留意点】

- 18歳以上の入所者は、地域生活へ移行するための支援を受ける。
 - ① グループホーム、ケアホームなどを利用
 - ② 地域の障害者施設へ移行
- 地域生活移行等までの計画期間を設定

【基準省令上の経過措置(案)】

- ◆ 施行後直ちに全ての入所者を地域生活へ移行させることは困難なため、「地域生活移行までの経過措置」を講ずる。
 - (※)従前の基準でも障害者サービスの指定を受けられることができる方向で検討
 - (※)地域生活移行計画は、各施設が定め(5年以内)、都道府県等に届出

障害者施設に転換

- 障害者のみを対象(障害児の入所枠は廃止)
- 障害者は障害者サービスを受けることになる。施設の利用を継続し、退所させられることはない

- ◆ 施行後直ちに、障害者施設の基準・サービス内容を満たすことが困難な場合があることから、「基準適用の緩和に関する経過措置」を講ずる。
 - (※)障害者の基準適用を一定期間猶予する方向で検討
 - (※)障害者サービス移行期間は、各施設が定め(5年以内)、都道府県等に届出

障害者施設と障害児施設の併設

- 施設の併設(又は、障害児施設と障害者施設(サービス)の両方の指定)
- 障害者は障害者サービスを受けることになる。施設の利用を継続し、退所させられることはない

- ◆ 施行後直ちに、①者施設と児施設の基準・サービス内容を満たすことができない場合、②児者を明確に区分することができない場合、「基準適用の緩和に関する経過措置」を講ずる。
 - (※)者の基準適用を一定期間猶予する方向で検討
 - (※)障害者サービス移行期間は、各施設が定め(5年以内)、都道府県等に届出。

○18歳以上の入所者への対応 ～各選択肢の具体的内容(案)～

障害児施設 として維持	<p><基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児については、そのまま支援。 ・18歳以上の障害者は、5年以内をメドに地域生活等への移行を目指し計画的な支援を行う。 ・なお、障害者に対しては、①障害者サービスの指定が期間限定であり、②基準適用についても従前の基準で可とすることを検討することから、旧法施設体系のような昼夜一体的なサービスを認める方向で検討。ただし、改正の趣旨に鑑み、できる限り昼夜分離のサービス提供に努めることが望ましい。 	
	○事業者の手續等	
	<p>障害児施設のうち一部を障害者サービス(例:施設入所支援+生活介護)として新たに指定</p> <p>地域生活等への移行が完了した段階で障害者サービスの指定を取消</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※障害児施設の指定は継続されるため、期間内は、両方の指定を受ける</p> </div>	<p><附則3条に基づく基準設定上の配慮、その他の必要な措置></p> <p>(案)</p> <p>障害者サービスの基準を満たすことが望ましいが、満たさない場合(従前の基準)であっても、経過措置として指定を受けた「障害者サービス」とすることを可とする方向で検討。(5年以内)</p>
	○利用者の手續等	
<ul style="list-style-type: none"> ・18歳以上の障害者は、24年4月施行後すぐに、グループホーム等の障害者施策を利用する場合には、施行日までに支給決定を受けることが必要。 ・それ以外で、引き続きサービスを受ける必要がある18歳以上の障害者については、附則35条により手続きを省略して支給決定できるとされており、障害程度区分の認定を受けずに利用が可能。 ・手続きを省略して支給決定を受けた障害者は、地域生活等への移行までに障害程度区分の認定を受けることが必要。 ・なお、障害者の新規入所はとらないが、障害児が5年の間に20歳に達した場合には、やむを得ないものとする。 		

障害者施設 に転換	<p><基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・18歳以上の障害者に対しては、昼夜分離したサービスを原則とするとともに、地域生活等が可能な者は地域生活等への移行を目指し支援を行う。ただし、施行後直ちに障害者サービスの基準及びサービス内容(地域生活等への移行)を満たさない場合は、その間、その体制に合ったサービス(昼夜一体的なサービス)でも認める方向で検討。ただし、改正の趣旨に鑑み、できる限り昼夜分離のサービス提供等に努めることが望ましい。 ・障害児については、他の障害児施設に入所変更(その際、あらかじめ5年をメドに変更計画を作成)。計画期間内で困難となった場合には、一旦、児者併設施設に転換し、最終的には、障害児が成長し、全てが者施設に入所が可能な年齢に達した段階で、障害者施設に転換。 	
	○事業者の手続等	
	<p>障害者サービス(例:施設入所支援+生活介護)として新たに指定</p> <p>障害児施設の指定は、障害児がいなくなった段階で指定を取消</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px; background-color: #e0f0ff;"> <p>※障害児がいなくなるまでの間は、両方の指定を受ける</p> </div>	<p><附則3条に基づく基準設定上の配慮、その他の必要な措置></p> <p>(案)</p> <p>直ちに障害者サービスの基準及びサービス内容を満たすことができない場合は、経過措置として猶予期間(5年以内)を設ける方向で検討。</p> <p>また、施設・設備基準に関する適用は、次期改築等まで猶予する。</p>
○利用者の手続等		
<ul style="list-style-type: none"> ・18歳以上の障害者は、原則、24年4月施行までに支給決定を受けるが、附則35条に基づき手続きを省略して支給決定も可能。ただし、これにより適用される報酬単価は最も低い単価になることに留意が必要。 ・手続きを省略して支給決定を受けた障害者は、地域生活等への移行までに障害程度区分の認定を受けることが必要。 ・障害児については、施設と児童相談所が協議し、速やかに移行先を決定し、必要な手続きを行う。なお、その間、障害児の新規入所はとらない。 		

＜基本的な考え方＞

- ・障害児については、そのまま支援。
- ・18歳以上の障害者については、昼夜分離したサービスを原則とするとともに、地域生活等が可能な障害者は地域生活等への移行を目指し支援を行う。ただし、施行後直ちに障害者サービス及びサービス内容(地域生活等への移行)の基準を満たさない場合は、その間、その体制に合ったサービス(昼夜一体的なサービス)でも認める方向で検討。ただし、改正の趣旨に鑑み、できる限り昼夜分離のサービス提供等に努めることが望ましい。
- ・障害児・者に対する支援については、施設改築等までの間、同一施設内支援を認めるが、できる限り障害児・者それぞれに相応しい支援を提供。

○事業者の手続等

障害児施設
と
障害者施設
の併設

障害者サービス(例:施設入所支援+生活介護)
として新たに指定

※直ちに児者区分ができない場合は、
両方の指定を受ける

＜附則3条に基づく基準設定上の配慮、その他の必要な措置＞

(案)

直ちに障害者サービスの基準及びサービス内容を満たすことができない場合は、経過措置として猶予期間(5年以内)を設ける方向で検討。

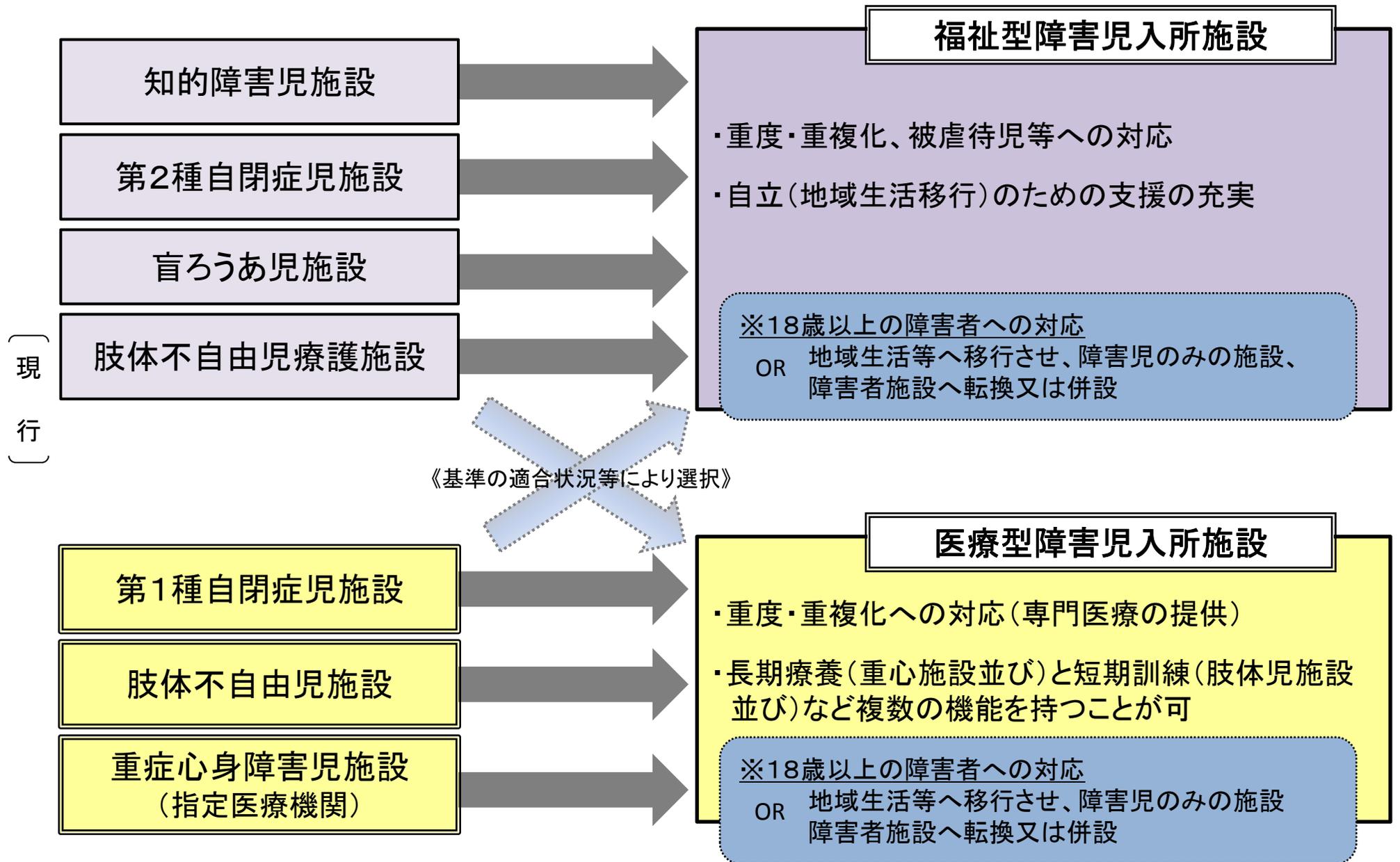
また、施設・設備基準に関する適用は、次期改築等まで猶予する。

直ちに児者区分ができない場合には、障害児者共通の定員や人員・設備の兼務・共用を可とする経過措置を設ける方向で検討。

○利用者の手続等

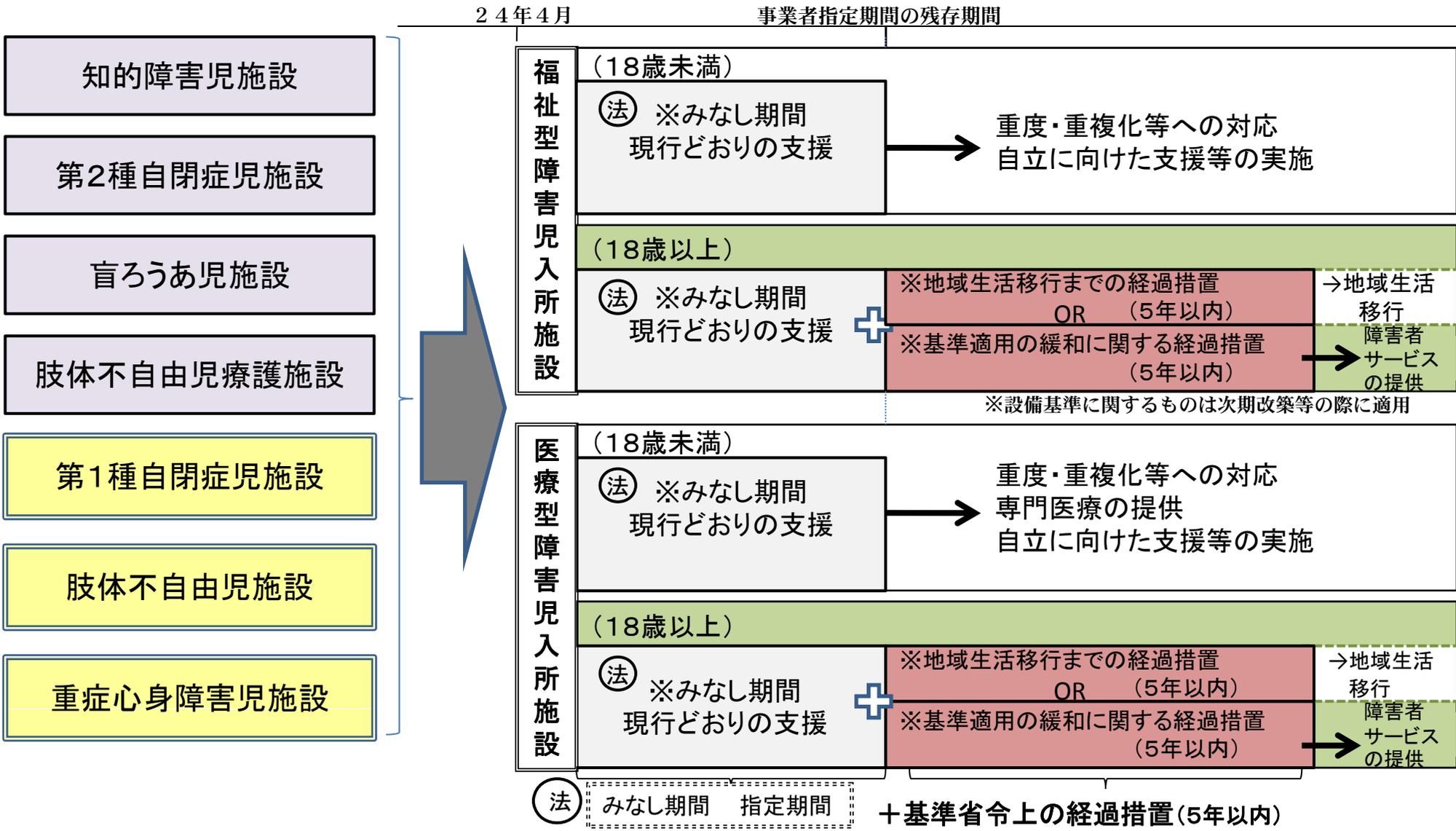
- ・18歳以上の障害者は、原則、24年4月施行までに支給決定を受けるが、附則35条に基づき手続きを省略して支給決定も可能。ただし、これにより適用される報酬単価は最も低い単価になることに留意が必要。
- ・手続きを省略して支給決定を受けた障害者は、地域生活等への移行までに障害程度区分の認定を受けることが必要。

各施設等における障害児入所施設への移行イメージ(案)



移行に関する経過措置(案)

○ 障害児入所施設は、法律の附則に事業者指定期間の残存期間を期限としたみなし規定がある。
 18歳以上の入所者がいる場合には、この期間中に施設の方向性を検討するが、方向性によって直ちに
 見直すことが困難なケースがあるので、さらに基準省令上の経過措置を講ずる。



(参考) 附則に定める経過措置(みなし規定に関すること)

◇ 事業者指定に関する経過措置

④

○知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設 → 「障害児入所施設」

- ・ 知的障害児施設、盲ろうあ児施設(通所のみにより利用されるものを除く。)、肢体不自由児施設(通所のみにより利用されるものを除く。)又は重症心身障害児施設に係る指定を受けている者は、施行日に、障害児入所施設に係る指定を受けたものとみなされる。(附則第27条)

※ みなし指定の有効期間は、現に受けている指定の有効期間の残存期間と同一の期間となることに留意。

◆ 事業等の開始に係る届出に係る経過措置

④

○知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設 → 「障害児入所施設」

- ・ 現に児童福祉法に基づき必要な届出等を行って知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設を設置している者は、施行日に必要な届出等を行って障害児入所施設を設置しているものとみなされる。(附則第34条第1項)

6 同行援護について

「同行援護とは」

- 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

(障害者自立支援法 第5条4)

同行援護のサービス内容

- ① 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）
- ② 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
- ③ 排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

同行援護の対象者の基準

◇ 身体介護を伴わない場合

- ・ 同行援護アセスメント票(案)の項目中、「1～3」のいずれかが「1点以上」であり、かつ、「4」の点数が「1点以上」の者

◇ 身体介護を伴う場合

- ・ 同行援護アセスメント票(案)の項目中、「1～3」のいずれかが「1点以上」であり、かつ、「4」の点数が「1点以上」の者
- ・ 障害程度区分が2以上
- ・ 障害程度区分の認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「移動」「排尿」「排便」のいずれか1つが「できる」以外と認定

同行援護アセスメント票（案）

アセスメント項目中、「1～3」のいずれかが「1点以上」であり、かつ、「4」の点数が「1点以上」の者は、必要に応じて支給決定することが出来ることとする。

アセスメント項目

No	調査項目	0点	1点	2点	特記事項	備考
1	視力障害 視力(6-1)	普通(日常生活に支障がない)	約1m離れた視力確認表の図が見える	目の前に置いた視力確認表の図が見える。 ほとんど見えない	見えているのか判断不能	障害程度区分認定調査項目「6-1」と同じ 矯正視力による測定とすること (視力確認表は下図)
2	視野障害 視野	ない 又は右記以外	両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上(身体障害者手帳3級に相当)	両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上(身体障害者手帳2級に相当)	視力に上記問題がなく、視野に障害がある場合に評価すること	
3	夜盲 網膜色素変性症等による夜盲等	ない 又は右記以外	暗い場所や夜間等の移動の際、慣れた場所以外では歩行できない程度の視野、視力等の能力の低下がある	—	視力、視野に上記問題がなく、夜盲等の症状により移動に著しく困難をきたしたものである場合に評価すること 必要に応じて様式例による医師意見書を添付	人的支援なしに視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断すること
4	移動障害 盲人安全つえ(又は盲導犬)の使用による単独歩行	慣れていない場所であっても歩行ができる	慣れた場所での歩行のみできる	できない	夜盲による移動障害の場合は、夜間や照明が不十分な場所等を想定したものとすること	人的支援なしに視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断すること

(視力確認表:A4版)



【留意事項】

※「夜盲等」の「等」については、網膜色素変性症、錐体ジストロフィー、白子症等による「過度の羞明」等が想定される。

※「歩行」については、「車いす操作」等の移動手段を含むこと。

同行援護サービス費の算定構造(案)

基本部分		注	注	注	注	注
イ 身体介護を伴う場合	(1)30分未満 (254単位)	3級ヘルパー等により行われる場合	2人の同行援護従事者による場合	夜間もしくは早朝の場合又は深夜の場合	特定事業所加算	特別地域加算
	(2)30分以上1時間未満 (402単位)					
	(3)1時間以上1時間30分未満 (584単位)					
	(4)1時間30分以上2時間未満 (667単位)					
	(5)2時間以上2時間30分未満 (750単位)					
	(6)2時間30分以上3時間未満 (833単位)					
	(7)3時間以上 (916単位に30分増すごとに +83単位)					
ロ 身体介護を伴わない場合	(1)30分未満 (105単位)	×70/100	×200/100	夜間もしくは早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所加算(I) +20/100 特定事業所加算(II) +10/100 特定事業所加算(III) +10/100	+15/100
	(2)30分以上1時間未満 (197単位)					
	(3)1時間以上1時間30分未満 (276単位)					
	(4)1時間30分以上 (346単位に30分増すごとに +70単位)					
初回加算 (1月につき200単位を加算)		×90/100				
利用者負担上限額管理加算 (1月につき150単位を加算)						
						緊急時対応加算(月2回を限度) 1回につき100単位を加算

同行援護の従業者の資格要件(案)

① サービス提供責任者資格要件（ア及びイのいずれにも該当又はウに該当する者）

- ア) 介護福祉士、介護職員基礎研修の修了者、居宅介護従業者養成研修1級課程修了者、居宅介護従業者養成研修2級課程修了者で3年以上介護等の業務に従事した者
- イ) 同行援護従業者養成研修(一般課程及び応用課程)を修了した者 (※1)
- ウ) 厚生労働大臣が定める従業者(平成18年厚生労働省告示第556号)に定める国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

② 従業者資格要件（ア、イ、ウのいずれかに該当する者）

- ア) 同行援護従業者養成研修(一般課程)を修了した者 (※2)
- イ) 居宅介護の従業者要件を満たす者であって、視覚障害を有す身体障害者等の福祉に関する事業(直接処遇職員に限る。)に1年以上従事した経験を有する者。
- ウ) 厚生労働大臣が定める従業者(平成18年厚生労働省告示第556号)に定める国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

※1 アの要件を満たす者にあつては、同行援護従業者養成研修(一般課程及び応用課程)を修了した者とみなす(適用日から平成26年9月30日までの間)

※2 居宅介護の従業者要件を満たす者にあつては、同行援護従業者養成研修(一般課程)を修了した者とみなす(適用日から平成26年9月30日までの間)

同行援護のサービス提供責任者の資格要件(案)

- ・ 介護福祉士
- ・ 介護職員基礎研修修了者
- ・ 居宅介護従業者養成研修1級修了者
- ・ 居宅介護従業者養成研修2級修了者
で3年以上の実務経験のある者



同行援護従業者養成研修(一般課程+応用課程)
の修了者



経過措置(平成26年9月まで)

左に該当する場合、同行援護従業者養成研修
(一般課程+応用課程)の修了者とみなす

又は

国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

同行援護のサービス提供者の資格要件(案)

同行援護従業者養成研修(一般課程)の修了者

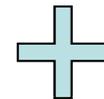


経過措置(平成26年9月まで)

居宅介護の従業者要件を満たす場合、同行援護従業者養成研修(一般課程)の修了者とみなす

又は

居宅介護従業者の要件を満たす者



1年以上の視覚障害に関する実務経験
(直接処遇)

又は

国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

同行援護従業者養成研修カリキュラム(案)

一般課程

形態	教科名	時間数	備考
講義	視覚障害者(児)福祉の制度とサービス	1	視覚障害者(児)福祉の制度とサービスの種類、内容、役割を理解する。
講義	同行援護の制度と従業者の業務	2	同行援護の制度と従業者の業務を理解する。
講義	障害・疾病の理解①	2	業務において直面する頻度の高い障害・疾病を医学的、実践的視点で理解するとともに、援助の基本的な方向性を把握する。
講義	障害者(児)の心理①	1	視覚障害者(児)の心理に対する理解を深め、心理的援助のあり方について把握する。
講義	情報支援と情報提供	2	移動中に必要な情報支援、情報提供の基礎を習得する。
講義・実習	代筆・代読の基礎知識	2	情報支援としての代筆・代読の方法を習得する。
実習講習	同行援護の基礎知識	2	同行援護の目的と機能を理解し、基本原則を把握する。
実習講習	基本技能	4	基本的な移動支援の技術を習得する。
実習講習	応用技能	4	応用的な移動支援の技術を習得する
合計		20	

応用課程

形態	教科名	時間数	備考
講義	障害・疾病の理解②	1	業務において直面する障害・疾病を医学的、実践的視点でより深く理解する。
講義	障害者(児)の心理②	1	視覚障害者(児)の心理に対する理解を深め、適切な対応ができるよう習得する。
実習講習	場面別基本技能	3	日常的な外出先での技術を習得する。
実習講習	場面別応用技能	3	目的に応じた外出先での技術を習得する。
実習講習	交通機関の利用	4	交通機関での移動支援技術を習得する。
合計		12	